

「安全センターの最近の取り組み」

I. 「消防交流広場」とは？

消防用設備等

II. 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

II-II. 消防庁の競争的研究資金を活用した研究開発

III. 認定・性能評定・防火水槽・評価等の認証業務

IV. 各種講習業務

V. 消防防災研究助成金交付事業

一般財団法人 日本消防設備安全センター

専務理事 木原 正則

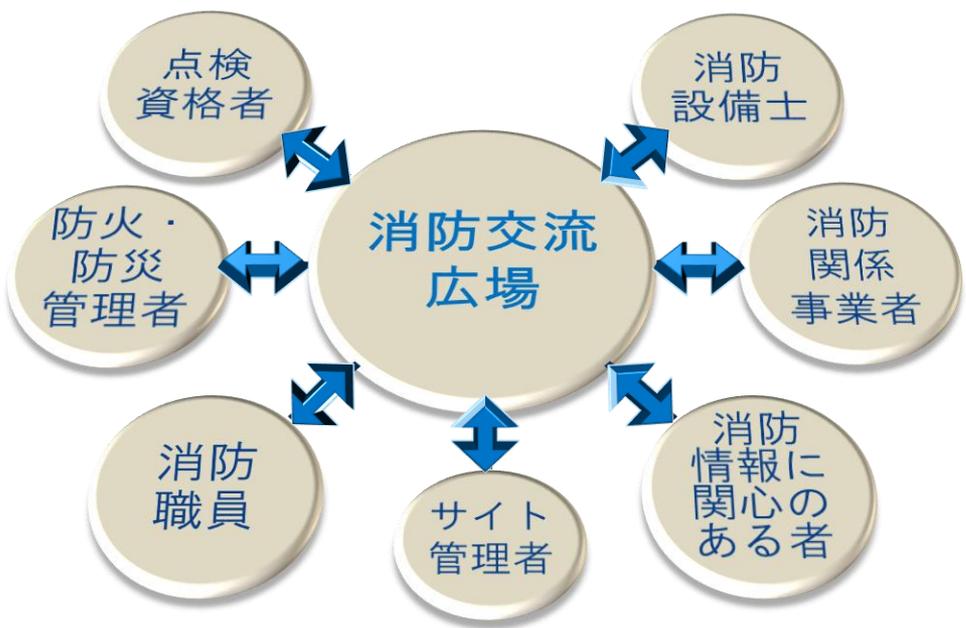
Webサイト

消防交流広場とは？



www.fesc119.net

消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。



官と民を繋ぐ架け橋



消防交流広場のイメージは？

トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやお知らせ等を掲示しています。

トップページ (パソコンの画面)

トップページ (スマートフォンの画面)

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	0
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0
教えて	火災通報装置について	2020/05/20 21:31:57	3
教えて	火災通報装置の免除について	2020/05/20 21:30:48	0
教えて	集熱板について	2020/05/02 05:05:58	2
教えて	火災通報装置の電話回線変更について	2020/04/17 20:32:25	0
情報提供	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2019/10/19 16:14:46	1
教えて	立体駐車場の「ガス系消火設備」維持管理について	2019/06/19 07:54:45	1
教えて	消火器の設置について	2019/06/12 18:09:11	1



利用端末により画面表示を調整

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/08/11 09:27:20	0
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/08/06 16:52:28	0
教えて	平成26年消防令第412号の解釈について	2020/06/26 16:59:33	0
教えて	用途判定について	2020/06/22 21:26:11	3
教えて	屋内消火栓設備の2階階の疑問について	2020/06/19 12:29:05	4
教えて	屋内程が義務でない建物に対する補助給水栓の必要の有無について	07:40:00	3
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	1
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0
教えて	火災通報装置について	2020/05/20 21:31:57	3
教えて	火災通報装置の免除について	2020/05/20 21:30:48	0
教えて	集熱板について	2020/04/17 20:32:25	3
教えて	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2020/04/17 20:32:25	0
教えて	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2019/10/19 16:14:46	1

カテゴリ一覧

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	回答数
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/08/11 09:27:20	0
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/08/06 16:52:28	0
教えて	平成26年消防令第412号の解釈について	2020/06/26 16:59:33	0
教えて	用途判定について	2020/06/22 21:26:11	3
教えて	屋内消火栓設備の2階階の疑問について	2020/06/19 12:29:05	4
教えて	屋内程が義務でない建物に対する補助給水栓の必要の有無について	07:40:00	3
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	1
教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0
教えて	火災通報装置について	2020/05/20 21:31:57	3
教えて	火災通報装置の免除について	2020/05/20 21:30:48	0
教えて	集熱板について	2020/04/17 20:32:25	3
教えて	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2020/04/17 20:32:25	0
教えて	「月刊フェスク」が電子版になります	2020/04/06 11:38:01	0
教えて	非常電源の自家発電設備が受変電設備を経由する場合について	2020/01/07 19:23:44	1
教えて	冷凍倉庫における屋内消火栓の設置方法について	2019/10/19 16:14:46	1

「月刊フェスク（電子版）」

2020年4月より月刊フェスクを完全電子化・無料化

月刊フェスク
様式ダウンロード

ご利用にあたってのよくある質問

ご利用ガイド

リスク共生の提言(第一回) 多様なリスク社会における 安全活動の課題



野口 和久
東京大学名誉教授
東京大学工学部教授
東京大学リスクマネジメントセンター長
東京大学防災センター長
東京大学防災教育センター長
東京大学防災教育推進委員会委員長
東京大学防災教育推進委員会副委員長
東京大学防災教育推進委員会委員
東京大学防災教育推進委員会委員
東京大学防災教育推進委員会委員
東京大学防災教育推進委員会委員



消防庁のうごき

泡消火設備の点検基準及び点検要領の一部改正について

消防庁次長 田中康至

はじめに

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定により、防火対象物(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1第20項に規定するものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検(以下「点検」という。)が義務付けられている。消防用設備は、令第7条第2項第3号に規定する消防設備に当たるところから点検の対象となり、昭和50年消防庁告示第14号(消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件)(以下「第14号告示」という。)別表第5に、それぞれ点検票及び組合点検に係る基準が定められている。

泡消火設備(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定により、防火対象物(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1第20項に規定するものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検(以下「点検」という。)が義務付けられている。消防用設備は、令第7条第2項第3号に規定する消防設備に当たるところから点検の対象となり、昭和50年消防庁告示第14号(消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件)(以下「第14号告示」という。)別表第5に、それぞれ点検票及び組合点検に係る基準が定められている。

泡消火設備の一斉開放に係る備前点検及び組合点検について

①改正前の課題
改正前の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

②改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

③改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

④改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

⑤改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

⑥改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

⑦改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

⑧改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

⑨改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

⑩改正後の課題
改正後の点検基準では、次に示すとおり、一斉開放の点検は、次に示すとおり、一斉開放の二個の点検を併用する。

点検推進 指導員 は語る

これまで、京都消防設備協会と
さまざまな状況で

「うっせえむ」の衝撃

高校卒業して、18歳のボーイズバンドの曲「うっせえむ」が、前以来5か月で1億回の視聴記録を叩きつけた。社会批判を含んだ歌詞、中毒性のインディペンデントな歌唱、大膽なビジュアル、本人が演出していないなど、うっせえむである。だが、この歌で、50年近く前に出来事があった。とある事業所に私用で立ち寄った消防設備の点検を終えた業者の方をこうしていただいたほうが…」と事業所の責任者らしい人物は黙って聞いていたが、業者が帰ったあと「うっせえむオッサン」と吐

きながら「うっせえむ」を歌っていた。消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33

業者であらう。身勝手な経営論を振り回して、消防用設備の改修を依頼するなどの結果、33



28 月刊フェスク 2017

はじめに

令和2年12月22日、名古屋市内のホテル敷地内に入庫口がある機械駐車庫内において機械のメンテナンス作業中、不活性ガス消火設備の消火剤である二酸化炭素が放出され、死者1名、負傷者10名を伴う事故が発生しました。また、本年1月には、東京市内の地下駐車庫において、消防用設備等の点検実施中に二酸化炭素消火剤が漏洩したことにより、2名が死亡する事故が発生しています。当局では、今回のような事故を再び発生させないよう、関係者への事故防止を徹底することを目的として特別査察を行いましたので紹介いたします。

事故の概要

①発生日時
令和2年12月22日(水) 午前10時頃
②発生場所
愛知県名古屋市中区三軒下3丁目敷地内の機械駐車庫(タワー式)
③事故の概要
機械駐車庫の最上段パレット(17階部分)において作業員3名がシャフトの定期交換作業中、何らかの原因により不活性ガス消火設備が作動し、防滴区画である機械駐車庫内に二酸化炭素が放出された。また、放出された二酸化炭素は、防滴区画に隣接する地下1階の車庫部分にも漏洩した。



地下1階機械駐車庫(作業員入口付近)



機械駐車庫内での消防活動

④被害の概要

地下1階にいた作業員、駆けつけたホテル従業員及び機械駐車庫内の作業員計11名が救助搬送され、機械駐車庫内で作業を行っていた作業員1名が死亡した。
⑤出動部隊
消防隊2隊、救急隊1隊、航空機1機
⑥出動部隊の活動概要
地下1階部分(機械駐車庫の外部)で負傷した4名を徒手搬送で救出後、二酸化炭素の排出動作を実施するとともに、機械駐車庫内で負傷した2名を救出した。

事故の要因

今回の事故が発生した原因は、不活性ガス消火設備自体の不具合によるものではなく、誤って手動起動装置の起動ボタンが押下された可能性が考えられています。

事故発生後の対応

①実施対象物
二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備が設置されている市内の施設(合計78施設)
②実施時期
令和2年12月23日(木)から令和3年1月22日(金)までの間

③指導内容

不活性ガス消火設備が設置された部分に業者等が作業のため立ち入り場合は、業者等に事前に事項を周知しに行わせるよう、関係者に対し以下の内容について指導を実施しました。
●メンテナンス等実施時の安全対策
ア 作業を行う当日の作業内容や工程について、事業所関係者及び業者等の双方で情報共有を図ること。
イ 業者等が作業前に不活性ガス消火設備の閉止を再開し(閉上)し、誤作動等による消火剤の放出を防止する対策を講じていることを必ず確認すること。
ロ 閉止を再開した際は不活性ガス消火設備が正常に機能しなくなる、警報員を巡回させるなど、火災発生に十分に留意し、安全管理を徹底すること。
エ 作業終了後は閉止を再開し(閉上)し、不活性ガス消火設備が正常に機能したことを、事業所関係者及び業者等の双方で確認すること。
●消火ガス放出時の対応
ア 消火ガスが放出された際には防滴区画から消火ガスが漏洩するほか、不活性ガス消火設備が作動した場合には該区画に避難すること。
イ 消火ガスが放出された後は、防滴区画等に立ち入りしないよう、他の利用者等も立ち入りしないよう安全管理を徹底すること。

月刊フェスク 2017 29

36 月刊フェスク 2017



建物外観(東側面から撮影) 建物外観(南側面から撮影) 表示ラック

月刊フェスク 2017 37

「交流掲示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの



消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

ホーム / 交流掲示板 / 屋外キュービクルの消火器について

交流掲示板 屋外キュービクルの消火器について
投稿者：UGR | 投稿日時：2021/04/04 21:36:33

0票 3件

いいね コメントする

交流掲示板 事例研究 消防関連Q&A 設備士試験対策 法令・通知・報告書 広場からのお知らせ 月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム / 交流掲示板 / 消防用設備等の点検要領の一部改正について

交流掲示板 消防用設備等の点検要領の一部改正について
投稿者：消防交流広場 | 投稿日時：2021/05/28 10:43:18

1票 0件

いいね コメントする

逐条解説では無窓、地階の事を示されている。付加設置に当

ホーム / 交流掲示板 / 簡易自動消火装置について

交流掲示板 簡易自動消火装置について
投稿者：ばん | 投稿日時：2021/03/26 15:25:19

0票 3件

いいね コメントする

消防設備点検の業種に転職して1年未満なので、無知ですがよろしくお願いたします。12階地下3階(4)項 (百貨店・マーケット)の物件です。 12階と9階に厨房があり、簡易自動消火装置(フード消火)が設置してありますが、12月から厨房を閉鎖し使用しなくなっています。客先より今後の設備点検で相談したいとありました。現在電源は、落としています。この先厨房として使用しないとすれば、ボンベの撤去若しくは、電源をカットして機能しないようにして置くのは、問題ないでしょうか？(消防設備点検時に除外しても良い?)
分かりにくい質問文で申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

コメントする | 引用してコメントする | 不適切な発言として報告

すべての返信

返信者：ばん | 返信日時：2021/03/31 11:09:00

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問
ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問
ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

「消防関連Q&A」

投稿例

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

⇒用途変更の特例に関する質問が「TRIBE11」さんから投稿されました。



スプリンクラー設備について

質問者：TRIBE11 | 質問日時：2017/03/22 18:28:04

Q

令別表第一16項イの防火対象物（平屋建、延べ3300㎡、用途:2項口900㎡、4項1200㎡、3項口1000㎡、15項200㎡、耐火建築物）が建築予定で、スプリンクラー設備が、消防法施行令第12条第1項第10号（令別表第一16項イ掲げる防火対象物で特定部分の床面積の合計が3000㎡のものの階のうち、当該部分が存する階）の規定で設置義務になると思いますが屋内消火栓設備は設置義務となりません。

こうした時、消防法施行規則第13条第3項のヘッド免除部分にヘッドを設けなかった場合、法的に屋内消火栓や補助散水栓でヘッド免除部分を警戒しなくてもいいのでしょうか？

ご教授よろしくお願ひします。

併せて関係通知とかがありましたら教えていただけると幸いです。

Q. 交流掲示板との違いは？

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

この質問に対して・・・!?

「消防関連Q&A」

投稿例

「ガチンコ火の用心広報隊」さんの回答は...!?



回答者：ガチンコ火の用心広報隊

A

屋内消火栓の設置義務がなければ、ヘッド免除部分はそのままで問題ありません。通知でいえば、昭和52年1月27日消防予第12号などが参考になると思います。

蛇足かもしれませんが、ご質問のような防火対象物の場合、私の所属消防本部もそうですが、条例で屋内消火栓が設置義務となる場合が多いのではないのでしょうか。

質問者(TRIBE11さん)より **御礼のコメントがありました。**

ガチンコ火の用心広報隊さま

回答ありがとうございます。

水道連結スプリンクラー設備が設置されている場合、私の所属消防本部では消防法施行規則第13条第3項9号の2号でヘッド免除の部分は、屋内消火栓の設置義務がないので屋内消火栓設備等で警戒されていませんが、質問のような場合でも消防法施行規則第13条第3項でヘッド免除の部分は、屋内消火栓設備の設置義務がなければ屋内消火栓設備等で警戒する必要は法的にないのですね。法の盲点みたいな気がします。

それを補うために条例で屋内消火栓が設置義務となっている自治体があるんですね。私の所属消防本部では、条例で定められていないので他の自治体の条例を参考に指導していきたいと思います。

貴重な意見ありがとうございました。

通知を示した回答例がありました、この様な40年前の通知を検索してみると...

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。

消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和52年7月14日 消防予第12号通知を探してみると...!!

「昭和52年1月27日
スプリンクラー」で検索

並べ替え 日付(新着順)

昭和52年1月27日 スプリンクラー 検索

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

消防庁報告書

その他

双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問...

地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付、消防安第26号)(以下「設置単位通達」という。)の運用について、地下駅舎と建築物等が地下連絡路(コンコースを含む。)を介して接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合するものについては別棟として取り扱ってよいか。(1)...

百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 問 百貨店における衣料品売場で、化粧の衣類をハンガー等に吊り下げ展示している場合、又、寝具売場にウレタンフォームのマットレス等が展示されている場合、易燃性可燃物を収納する部分に該当するか、答 昭和50年6月16日付消防安第65号「消防法の一部を改正する法律等に関する疑義応答について」(消防庁安全救急課長通達)中、4、スプリンクラー設備関係問1の回答を参照されたい。

スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基準について 問 規則第13条第2項第1号で、避難階段部分ではヘッドの設置が免除されているが、いつの時点の基準法に適合していればよいか、従前の基準法に適合しておればよいか。答...

スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓設備の設置の可否について 問...

通知が見つかりました。

スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓設備の設置の可否について 問...

「各種様式・リーフレットのダウンロード」

- 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。

月刊フェスク 様式ダウンロード

ご利用にあたってのよくある質問
ご利用ガイド

月刊フェスク
様式ダウンロード
リーフレット等のDL

着工・設置・概要表

1. 着工・設置・概要表

区分	様式	ファイル名	Word	PDF
設置届	様式1の2の3	設置届出書	Word	PDF
着工届	様式1の7	着工届出書	Word	PDF
概要表	様式1	防火対象物・製造所等	Word	PDF
概要表	様式2	屋内・屋外・水噴霧・泡消火設備	Word	PDF
概要表	様式3	スプリンクラー設備	Word	PDF
概要表	様式4	不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備	Word	PDF
概要表	様式5	自動火災報知設備	Word	PDF
概要表	様式6	消防機関へ通報する火災報知設備	Word	PDF
概要表	様式7	ガス漏れ火災警報設備	Word	PDF
概要表	様式8	避難器具	Word	PDF
概要表	様式9	総合操作盤	Word	PDF
概要表	様式10	パッケージ型消火設備	Word	PDF
概要表	様式11	パッケージ型自動消火設備	Word	PDF

月刊フェスク 様式ダウンロード

ご利用にあたってのよくある質問
ご利用ガイド

消防法に関する普及啓発に用いるリーフレット等

	パッケージ型自動消火設備 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件	ダウンロード
	加圧用ガス容器 容器弁の開放点検 移动式粉末消火設備等について、平成28年6月1日より、加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検実施が新たに必要となりました。	ダウンロード
	消防用設備等の点検・報告はあなたの義務です。 防火対象物の関係者へ消防設備等の点検報告の実施を促す周知用リーフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	消防法が強化されました 罰金最高1億円 小規模雑居ビルの防火安全に係わる啓発リーフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	防火対象物定期点検報告 防火対象物定期点検報告の実施を関係者に促す周知用パンフレット（ビル関係者対象）	ダウンロード
	小規模な社会福祉施設における防火安全対策 小規模な社会福祉施設における防火安全対策（消防庁）	ダウンロード
	防火優良認定証のデザイン変更 防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証のデザイン変更の周知用リーフレット	ダウンロード
	業務用厨房でガス機器等をお使いの皆さまへ レンジフード・換気扇や排気ダクトに関する、日頃のお手入れや定期的なメン	ダウンロード

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

最新情報の発信（消防庁のうごき・消防用設備のうごき）
消防庁が開催する検討会・WG等の情報を発信するもの

泡消火設備の点検基準の一部改正案及び耐火電線 意見公募の開始について

総務省消防庁から、2021(令和3)年2月12日から3月15日までの間、次の改正（案）
○泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分
るため、昭和50年消防庁告示第14号の一部を改正する件
○耐火電線に関して、最大使用電圧が60V以下の低圧ケーブルについて基準化する
庁告示第10号の一部を改正する件
ご参考：総務省消防庁のURL [20210210_yobou.pdf \(fdma.go.jp\)](https://fdma.go.jp/20210210_yobou.pdf)

2021年5月11日

「令和3年度第1回特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」概要

事務局：消防庁予防課

「令和3年度第1回特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」において、次の議題について
検討がなされた。

- (1) 放出事故の概要とこれまでの対応について
- (2) 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備に係る規制の概要について
- (3) 安全対策に係る検討の進め方について

ホーム / 広場からのお知らせ / 消防庁のうごき

消防のうごき

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

アンケート

消防庁のうごき

消防用設備のうごき

重要事項一覧

ニュース一覧

[「令和3年 第1回 特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」概要](#)

[泡消火設備の点検基準の一部改正案及び耐火電線の基準の一部改正案に対する意見公募の開始について](#)

[「第10回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について\(2020/02/19\)](#)

[八ロン消火剤と予防行政に関する研修会 2018](#)

[「第6回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について\(2018/12/04\)](#)

[「第2回 屋外警報器等の技術基準検討会」の傍聴について \(2018/09/28\)](#)

て
故（令和2年12月22日発生）、②東京都
発生）及び③東京都新宿区における事故（令和
発生時にとられた消防庁及び関係省庁の対応につ

式式駐車場における不活性ガス消火設備（二酸化
炭素）の設置に関する説明がなされた。

消火設備に係る規制の概要について
不活性ガス消火設備の概要、消防法令上の規制
設備消火設備の主な安全対策についての説明が

め方について下記の通り説明があり、質疑を行った。

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載

配布資料

IP電話回線に対応した火災通報装置製品について

IP電話回線に対応可能な火災通報装置のうち、登録認定機関による認定を受けた製品は従来の認定マークのほか、下記のように改正告示に適合している旨が表示されることとなる。



火災発生!! ワンタッチで119番通報 IP電話回線の接続も可能
—(財)日本消防設備安全センター 総合認定品 認定番号: 消通041号

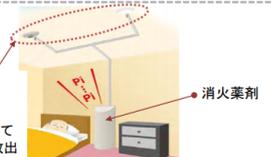
点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

点検有資格者でなくても点検可能と見られる消防用設備等について
(特定小規模施設用自動火災報知設備(無線方式))

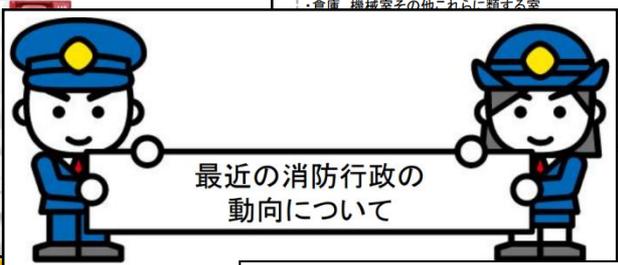
(設置基準)
特定小規模施設(2項二、5項イ等の用途が存する防火対象物で延べ面積300㎡未満のもの)のうち、以下の部分に設置する。
・建築基準法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
・倉庫 機械室その他これらに類する室



感知器
全感知器が警報音を鳴動



消火薬剤
火災を感知して消火薬剤を放出



最近の消防行政の動向について

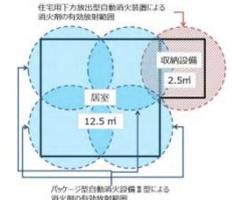
パッケージ型自動消火設備(Ⅱ型)の特例基準の

【現状】
Ⅱ型は防護面積13㎡を16ℓ以上の消火薬剤で警戒することとなり、ばよい。

【課題】
居室に小規模な収納設備が設置され、一同時放射区域が13㎡を超える

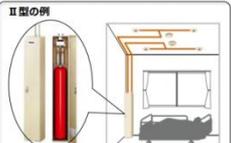
【対応策】
居室部分が13㎡以下で、下記条件を満たす場合は、収納設備にⅡ型ではなく**住宅用下方放出型自動消火装置**を設置
○一の収納設備の床面積が3㎡以下であること。
○設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。
○Ⅱ型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についてもⅡ型の点検基準に準じた点検が定期的の実施され適切に維持管理されたい

平成28年9月13日付



収納設備 2.5㎡
居室 12.5㎡

パッケージ型自動消火設備による消火剤の有効放射範囲



Ⅱ型の例



住宅用下方放出型自動消火装置

最近の予防行政の動向

(消防用設備等に係る技術基準について)

総務省消防庁 予防課 設備係

民泊における規制改革の概要II (規制改革実施計画-H28.6.2閣議決定)

施設管理者	仲介事業者
事項を義務化	《枠組み》 ○登録制とし、一定の事項を義務化 ○届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。



民泊サービス制度のイメージ図

登録
仲介事業者 → 行政庁

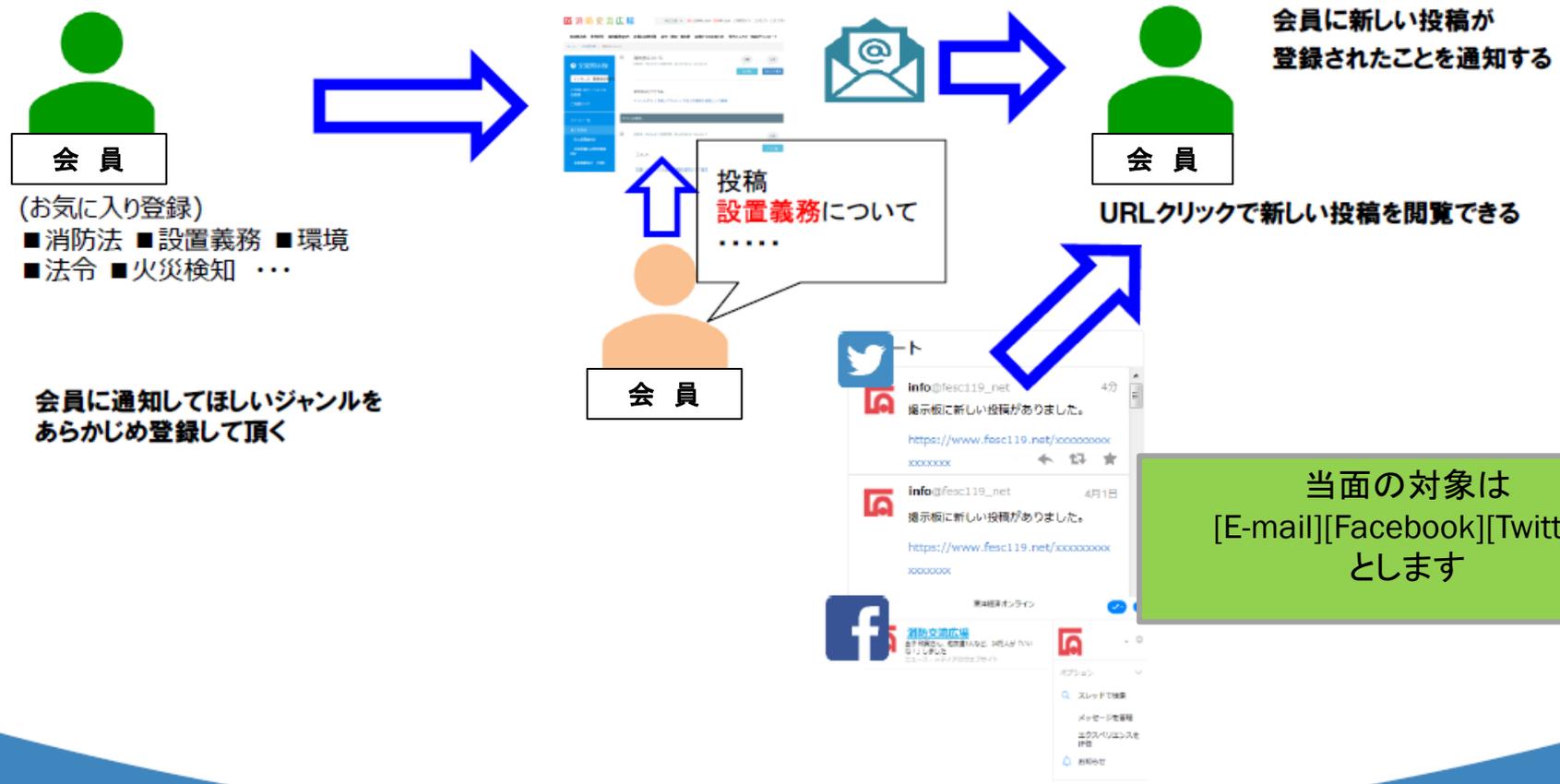
インターネットを活用した手続を基本とする
インターネットを活用したシェアリングの推進
住宅提供者による届出(①、②とも) 管理者の登録

①家主居住型 (住宅提供者本人が管理)
②家主不在型 (管理者に管理を委託)

住宅提供者
住宅の提供 → 住宅提供者

消防交流広場のその他の機能①

Twitter等のSNSとの連携機能



消防交流広場のその他の機能②

投稿及び記事の閲覧・検索機能

The screenshot shows the Fire Exchange website interface. At the top, there is a navigation bar with the site name and various utility links. Below this is a main content area with a sidebar on the left containing category buttons like 'Exchange Board', 'Case Studies', etc. The main area features a search filter section with a checked option 'Show only my favorite genres' and a grid of category buttons. A search bar with a 'Search' button is located at the bottom right of the filter section. Below the filters is a 'Category List' table showing recent posts with columns for category, title, and date.

自分の興味のあるジャンル・業務に関連した項目を登録できます

投稿・記事などがキーワード検索できます

登録したジャンルの最新情報が一括表示されます

自分のお気に入りジャンルのみ表示

- 消火設備
- 警報設備
- 避難設備
- 消火活動上必要な施設
- 水系消火設備
- ガス系消火設備
- 粉末消火設備
- 泡消火設備
- 自動火災報知設備
- 消防設備点検
- 消防設備士
- 消防設備点検資格者
- 消防法施行令
- 消防法施行規則
- 火災予防条例
- 設置・維持管理基準
- 防火対象物
- 非特定用途
- 特定用途
- 特例基準
- 建築基準法
- 高層建築物
- 大規模防火対象物
- 地下
- 増改築
- 命令等
- 特殊消防用設備
- 検定・認定・その他認証
- 違反是正
- 行政指導

キーワード検索

カテゴリー一覧

カテゴリ	最近の投稿	投稿日時	
? 教えて	P F O S 放出時の対応について	2020/08/11 08:27:20	
? 情報提供	消防交流広場とTwitterの連携が始まりました！！	2020/08/06 16:52:28	
? 教えて	平成26年消防予第412号の解釈について	2020/06/26 16:59:33	0
? 教えて	用途判定について	2020/06/22 21:26:11	3
🗨️ 教えて	屋内消火栓設備の2倍読みの疑問について	2020/06/19 12:29:05	4
? 教えて	屋内栓が義務でない建物に対する補助散水栓の必要の有無について	2020/06/06 07:40:00	3
? 教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:58:31	1
🗨️ 教えて	排煙設備 排煙口の免除区画について	2020/05/23 09:57:54	0

消防交流広場のその他の機能③

法令データベースの検索機能

**法令・通知
報告書**

ご利用にあたってよくある質問
ご利用ガイド

カテゴリー一覧

- 法令・通知
- 報告書
- 通知
- 通達
- 事務連絡
- 質疑応答
- その他

自分のお気に入りジャンルのみ表示

消火設備 | 警報設備 | 避難設備 | 消火活動上必要な施設 | 水系消火設備

ガス系消火設備 | 粉末消火設備 | 泡消火設備 | 自動火災報知設備 | 消防設備点検

消防設備士 | 消防設備点検資格者 | 消防法施行令 | 消防法施行規則 | 火災予防条例

設置・維持管理基準 | 防火対象物 | 非特定用途 | 特定用途 | 特例基準 | 建築基準法

高層建築物 | 大規模防火対象物 | 地下 | 増改築 | 命令等 | 特殊消防用設備

検定・認定・その他認証 | 違反是正 | 行政指導

並び替え

第36条第1項において準用する消防法第8条の2の... 2012-01-27

消防... 年1月27日 各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・指定都市消防長 殿 消防... 消防法第36条第... 定に係る運用について...

の取扱いについて 2010-03-31

消防庁第158号平成22年3月31日 各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・政令指定都市消防長 殿 消防庁予備課長 匠居利生 望の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて 児童福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に小規模住居型児童養育事業、同条第9項に家庭的保育事業がそれぞれ規定されたことを踏まえ、消防庁では、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」（座長：室崎益輝...

消防用設備等に係る執務資料の送付について【抄】 2010-03-31

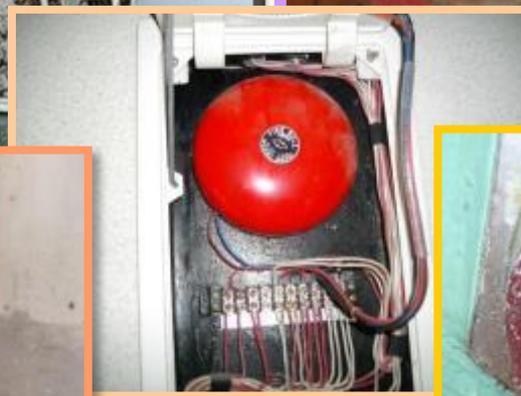
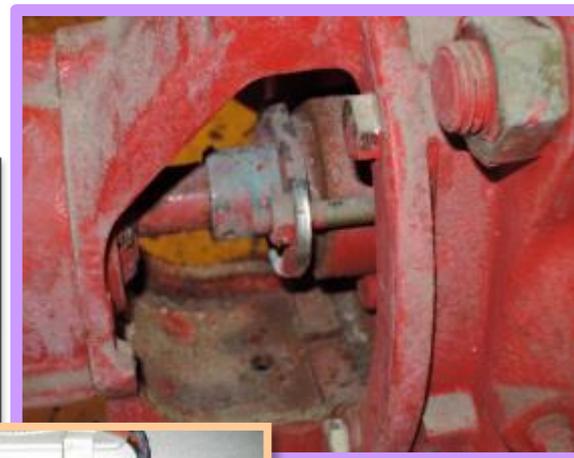
事務連絡平成22年3月31日 各都道府県消防防災主管課 殿東京消防庁・各指定都市消防本部 殿 予防課 消防用設備等に係る執務資料の送付について【抄】 標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。なお、貴都道府県内の未実施に対して、その旨周知されるようお願いいたします。別添開...

この欄を選択することで
検索性を向上

ジャンル選択することで
必要な情報への到達が
より早くなります

消防用設備等

Ⅱ 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

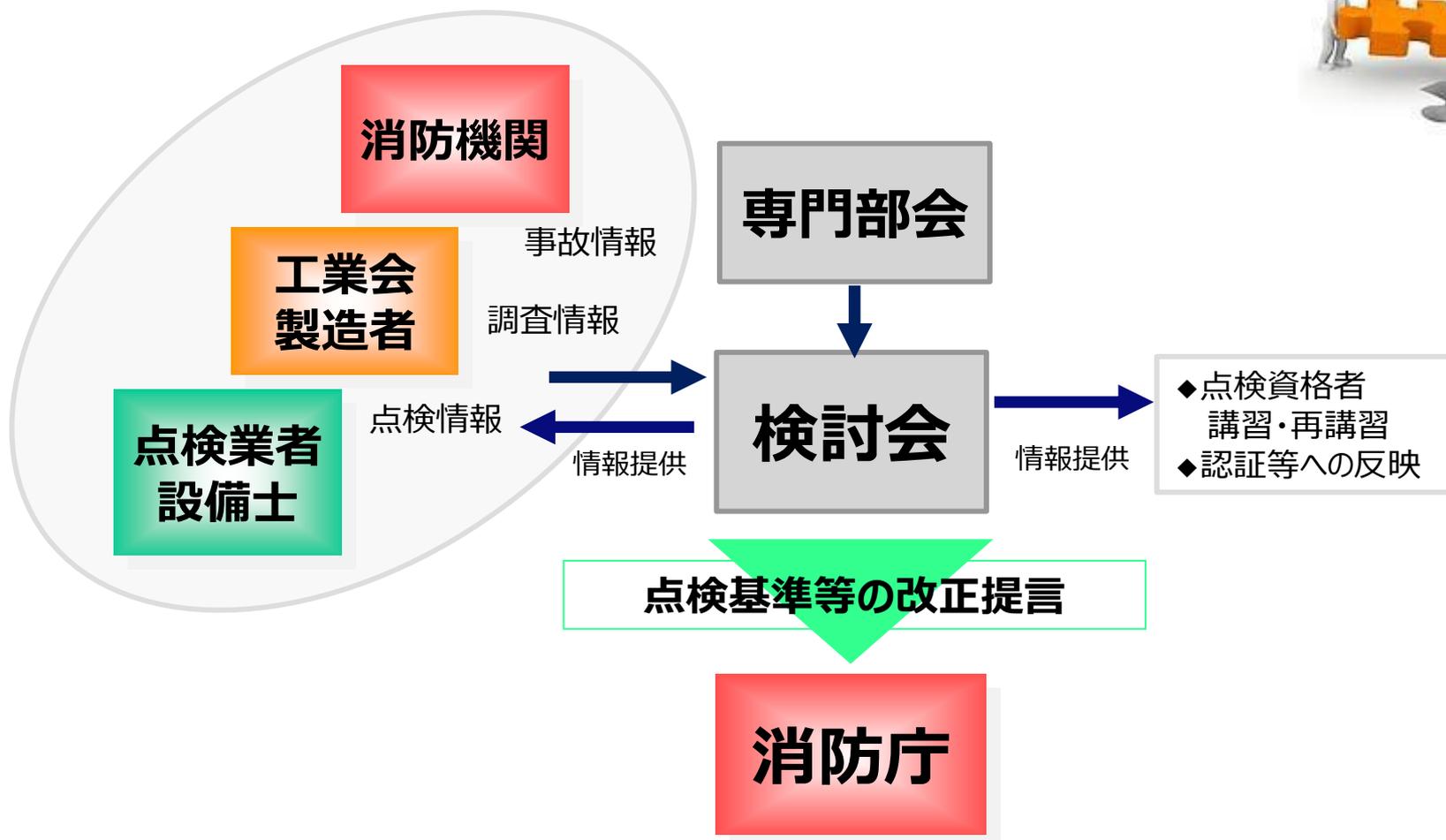




消防用設備等

経年劣化等に対応した点検方法等検討会の概要

検討会のイメージ図は





消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【これまでの検討】

	検討内容	法令等への反映
1	<p>【移動式粉末消火設備の容器弁に関する検討】</p> <p>移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生。</p> <p>点検基準には、容器弁の開放が容易にできることを確認する点検項目を導入することを提言した。</p>	<p>平成28年2月26日消防庁告示8号 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を一部改正 平成28年3月31日消防予第104号予防課長通知 「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」</p>
2	<p>【救助袋に関する検討】</p> <p>告示基準(昭和57年6月1日)施行前の救助袋について引張強さ試験を実施したところ、経年劣化により70%に強度不足が判明。</p> <p>救助袋の利用者が降下中に本体布が破損する可能性が高いことなどに配慮した対応を提言した。</p>	<p>平成28年3月31日消防予第99号予防課長通知 「避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について」 平成28年5月17日文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長事務連絡「学校施設における避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(周知)」</p>
3	<p>【誘導灯に関する検討】</p> <ul style="list-style-type: none">旧型誘導灯の表示面の変色・黄変などによる輝度劣化への確認・判定方法として色見本の導入。高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。一定期間経過した誘導灯への絶縁抵抗測定を導入。 <p>等の点検基準の改正を提言した。</p>	<p>平成29年3月31日消防予第80号予防課長通知 「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」</p> <ul style="list-style-type: none">高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。誘導灯の蓄電池について製造年から一定期間、非常電源の機能点検を緩和。



消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【最近の検討事例①】

検討資料：一般社団法人日本内燃力発電設備協会は、経年劣化調査事業の成果を基に、負荷運転に代わる新たな点検方法について情報提供された。

対象：自家発電設備の負荷運転

検討内容：分解整備等による新たな点検を行うことにより発電機能を維持できることがデータ等による分析から確認された。このことから負担の大きい負荷運転と新たな点検を選択できるようにすべきとの意見を提言した。

平成30年6月1日消防庁告示12号

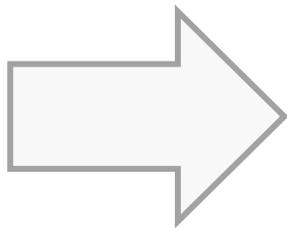
「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

平成30年6月1日消防予第372号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の交付について」

平成30年6月1日消防予第373号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」





消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【最近の検討事例②】

検討資料： 一般社団法人日本消火装置工業会へ委託した泡消火薬剤の経年劣化試験データの分析を行う。

対象製品： 泡消火設備に使用する泡消火薬剤

検討内容： 検討会結果及び上記経年劣化試験データを受け、泡消火薬剤の消防用設備点検時（機器点検・総合点検）に泡消火薬剤の外部放出を抑えるための点検方法を提言した。

①泡消火設備の一斉開放弁・フォームヘッド・配管等の点検方法の見直し。

②泡消火設備の経年劣化状況を踏まえた放射試験の期間の延長。

令和3年5月24日消防庁告示6号

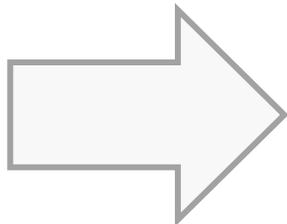
「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

令和3年5月24日消防予第220号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の交付について」

令和3年5月27日消防予第270号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」





消防用設備等に関して、今後予定される 経年劣化等に対応した点検方法等検討会

- 今後の消火設備に関する専門部会について（予定）
 - 加圧送水装置の経年劣化について 継続して検討中（日本消火装置工業会）
 - 消防用ホースの経年劣化について、現状を調査中（日本ホース工業会）

点検中
ON MAINTENANCE



etc.



お問い合わせ窓口
一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 Mail : kikaku119@fesc.or.jp

Ⅱ-Ⅱ 消防庁の競争的資金を活用した研究開発

「G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策」

研究 目的

G空間情報(屋内測位情報)とICTを活用し、自衛消防隊と公設消防隊の間に火災時の情報を共有できるシステムを構築することで、従来よりも効率的で安全な消防活動を実現する。

概要

自衛消防隊を支援する「G空間自衛消防支援システム」と、公設消防隊を支援する「現場活動支援システム」を連携し、防火対象物全体の防火安全性を向上させる「G空間情報消防活動支援システム」を構築する。

G空間自衛消防支援システム(自衛消防隊員用スマートフォン)

- ・隊員用スマートフォンを活用した災害時の情報の収集・共有等
- ・屋内測位を活用した在館者等の位置情報の把握

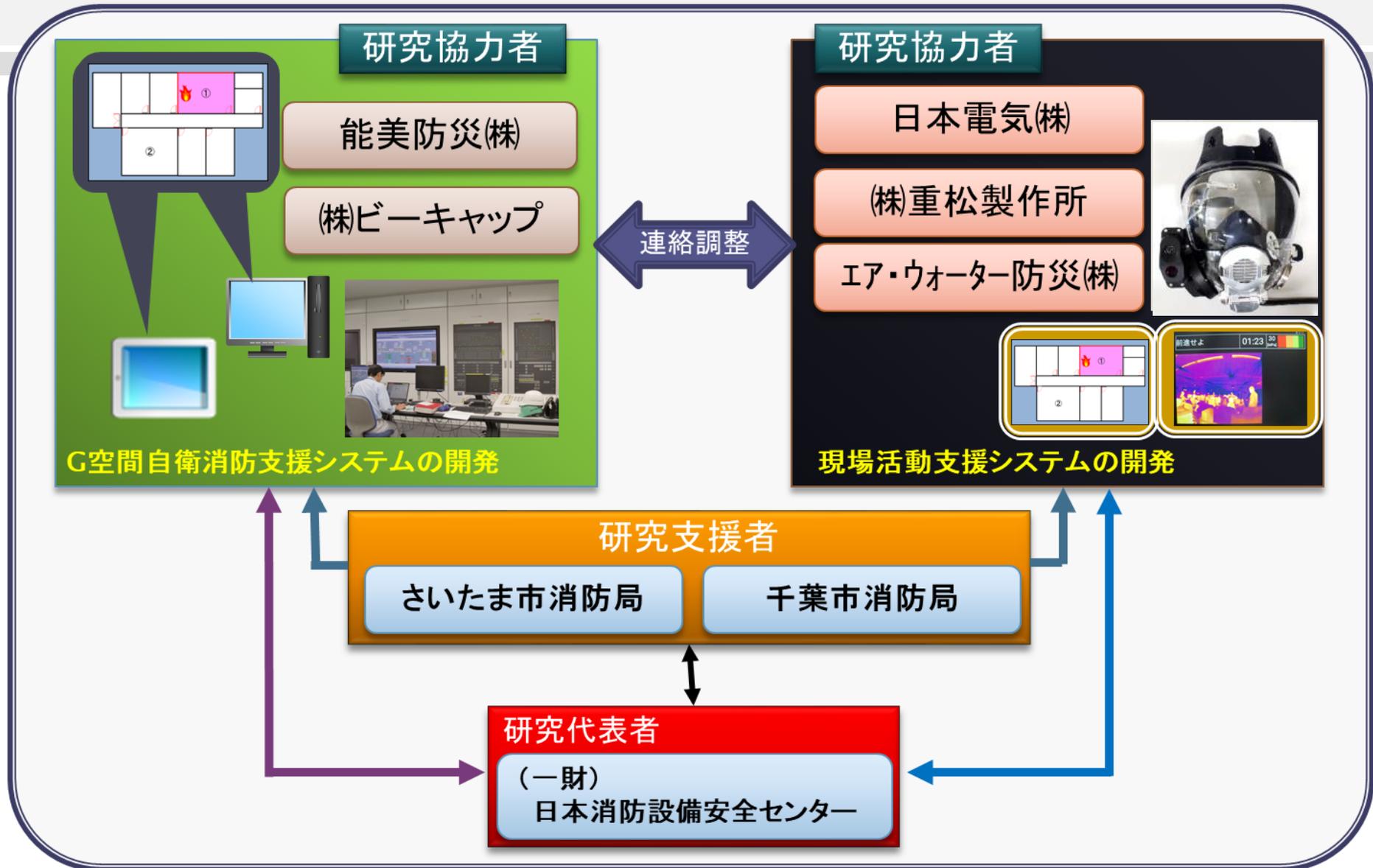
現場活動支援システム(隊員用スマートマスク・隊長用タブレット)

- ・赤外線映像、文字や図面等の指示伝達による活動支援
- ・隊長と隊員間での視覚画像の共有
- ・ボンベ残圧、進入経過時間等の表示による消防活動の管理
- ・G空間自衛消防支援システムと連携した逃げ遅れ者の位置情報の把握

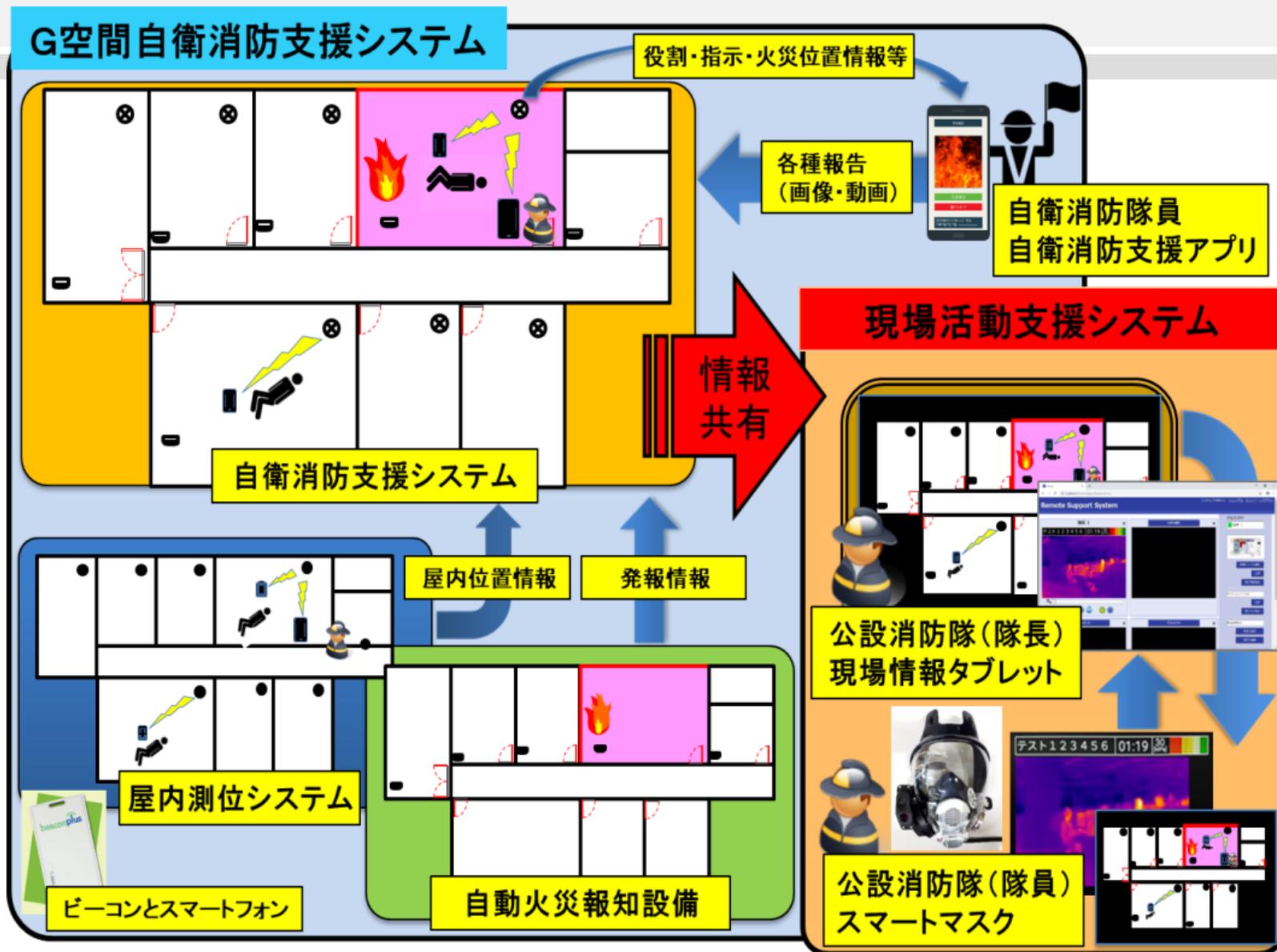
昨年度ま での取組

両システムの連携機能の向上を図るとともに、大規模な室内空間を有する防火対象物を使用した実証実験を行い、製品化に向けて改善、改良を図った。

研究開発の検討体制



G空間情報消防活動支援システムの概要



G空間情報消防活動支援システムの概要

スマートフォン表示画面

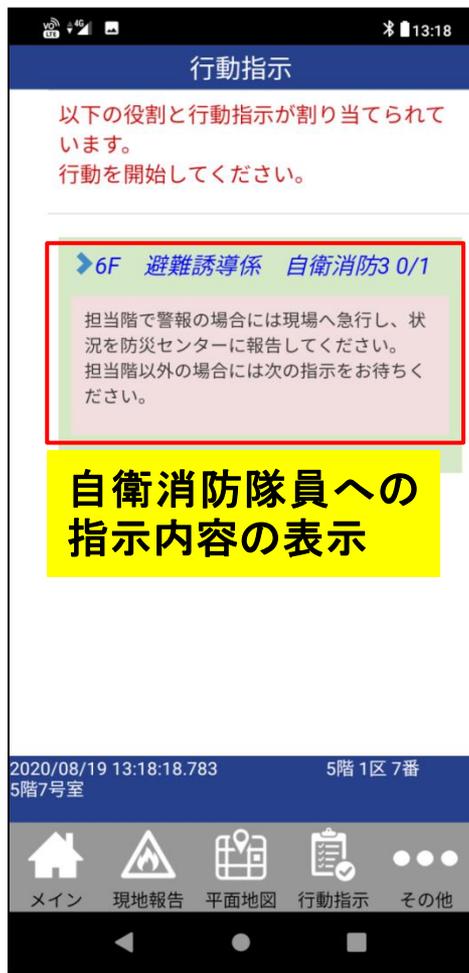


図5 行動指示



図6 火災状況の報告



図7 その他機能

G空間情報消防活動支援システムの概要

■ 防災センター表示画面(隊員との情報共有)



図8 火点及び在館者情報の表示



図10 フロアごとの避難状況一覧



図9 隊員活動履歴の表示



図11 防火対象物全体の在館者一覧

G空間情報消防活動支援システムの概要

現場活動支援システム

■ システム構成

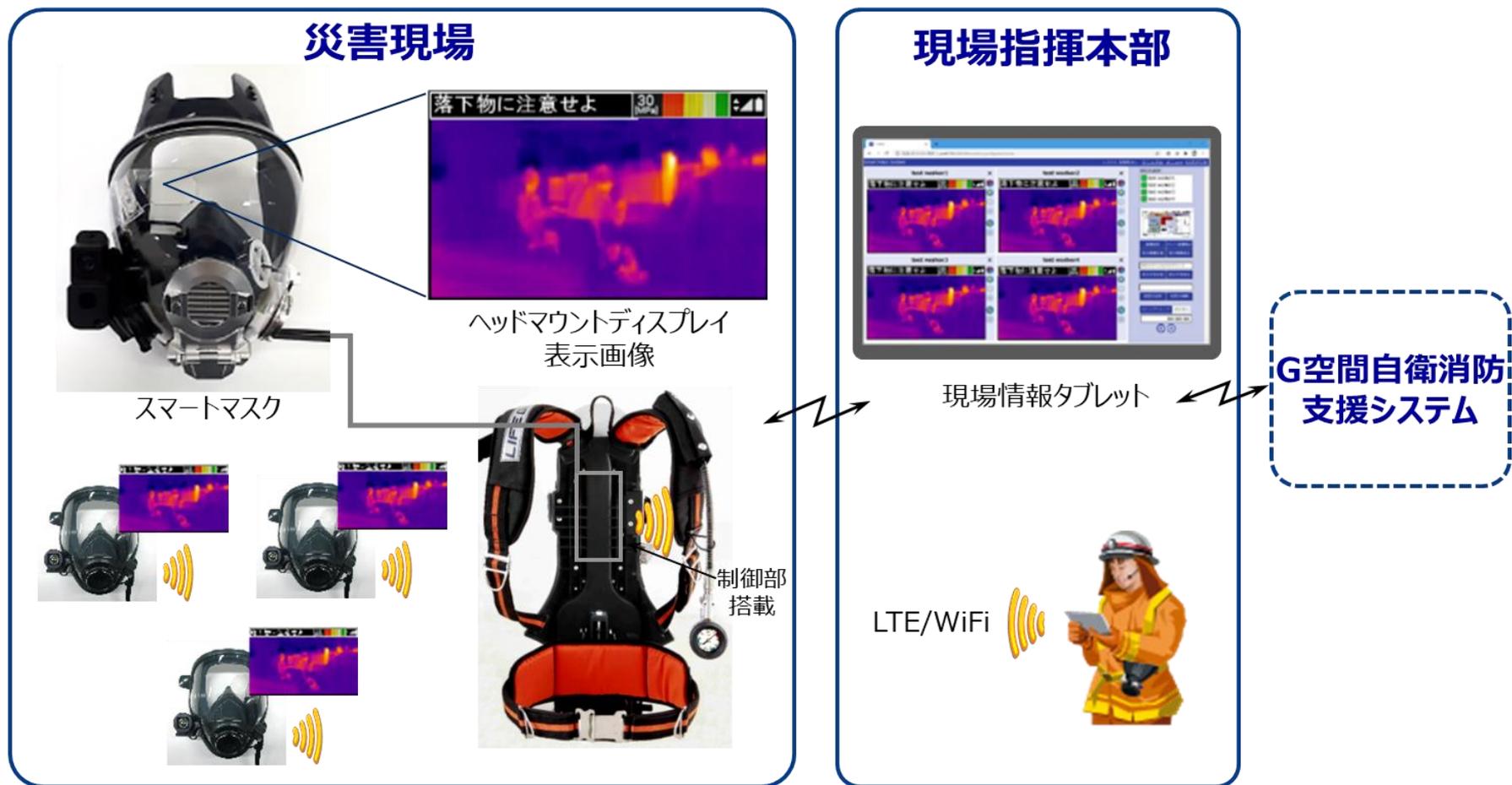


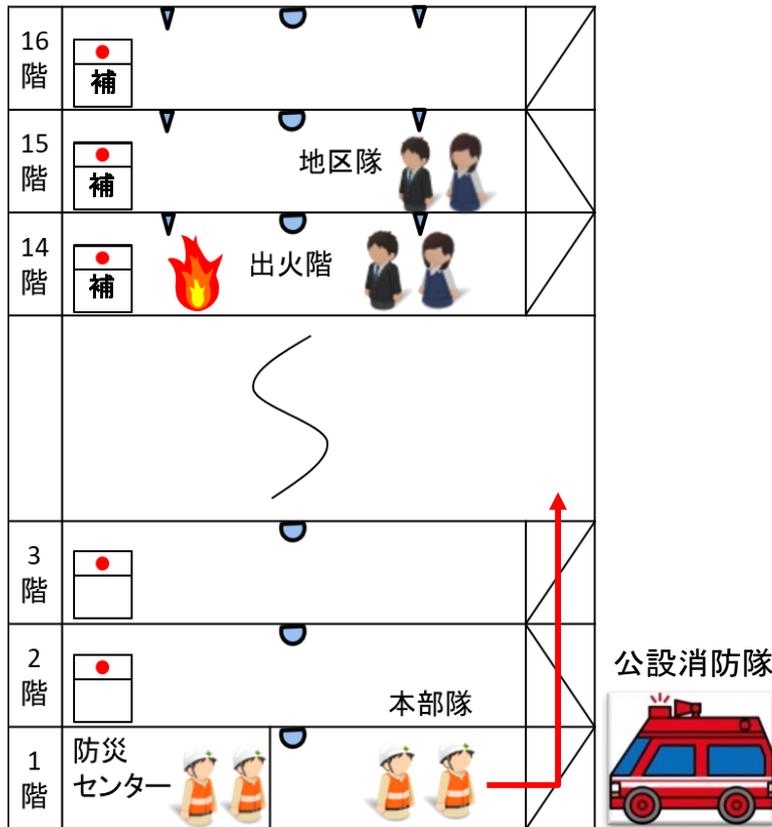
図12 現場活動支援システムの構成

実在する防火対象物における実証実験

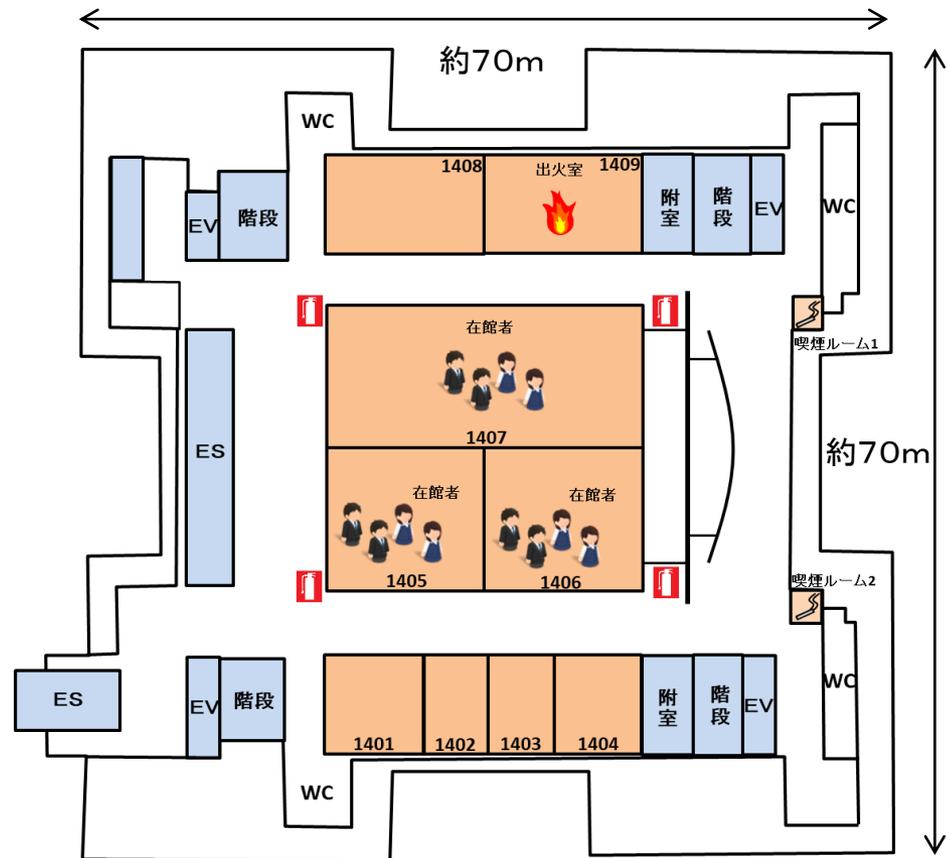
■ 検証概要

大規模な防火対象物で火災が発生したと想定し、従来の自衛消防隊と公設消防隊の活動とシステムを導入した場合の活動を比較した。

日時: 令和2年12月16~18日 場所: 東京ビッグサイト会議棟



出火建物想定モデル



出火階想定

実在する防火対象物における実証実験

■ 検証結果

G空間自衛消防支援システム

行動内容	システムなし	システムあり
出火場所の発見	2分6秒	1分9秒
防災センターへの連絡	3分18秒	1分12秒
初期消火着手	3分58秒	1分53秒
逃げ遅れ1人目発見	5分12秒	2分22秒
逃げ遅れ2人目発見	6分22秒	3分17秒

※自動火災報知設備の発報からの経過時間（各3回実施した平均値）

現場活動支援システム

行動内容	システムなし		システムあり	
	1回目	2回目	1回目	2回目
要救助者1人目	発見できず	発見できず	4分11秒	3分09秒
要救助者2人目	発見できず	発見できず	7分54秒	6秒16秒

※15分間の活動時間における結果

今後の展開

■ G空間自衛消防支援システム

特に大規模防火対象物における自衛消防活動の効率化に資することから、消防法における防災管理制度の対象となる防火対象物の消防計画の構築において、今回のシステムを選択肢の一つとして位置づけることなどを消防庁に対して働きかけていく。

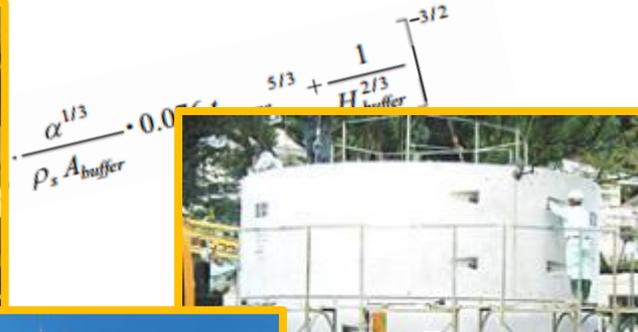
加えて、多種多様な防火対象物の形態に対応するために、システムを導入する建物を想定し、シミュレーション等の手法により検証を行うなど、システム導入の有効性の検討を継続していく。

■ 現場活動支援システム

救助活動の効率化、隊員の安全管理の向上に極めて有効であることから、救助隊に必要とされる装備品の一つとして組み込むなどの措置の実施を消防庁に対して働きかけていく。

加えて、各消防本部に対して製品のデモ等を行いシステムの有効性を周知していく。

Ⅲ. 認定・性能評定・防火水槽・ 評価等の認証業務



安全センターが行う**認証業務**について



安全センター技術部では、様々な消防防災製品やシステム等を認証しております。
本認証業務の(1)および(3)については、**公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)**より、
製品認証機関に関する国際規格である**ISO/IEC17065に基づく認定**を取得しております。

(1) 登録認定

消防法施行規則31条の4の規定に基づく**登録認定機関**として、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行う。

消火設備(18品目)	警報設備(1品目)
<ul style="list-style-type: none">・ 屋内消火栓及び連結送水管の放水口・ スプリンクラー設備等の送水口・ 合成樹脂製の管及び管継手・ 金属製管継手及びバルブ類・ ポンプを用いる加圧送水装置・ 圧力水槽方式の加圧送水装置・ 加圧送水装置の制御盤・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド・ 不活性ガス消火設備等の音響警報装置・ 不活性ガス消火設備等の容器弁等・ 不活性ガス消火設備等の放出弁・ 不活性ガス消火設備等の選択弁・ 不活性ガス消火設備等の制御盤・ 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール・ 粉末消火設備の定圧作動装置・ 開放型散水ヘッド・ パッケージ型消火設備・ パッケージ型自動消火設備	<ul style="list-style-type: none">・ 火災通報装置
	避難設備(5品目)
	<ul style="list-style-type: none">・ 避難はしご・ 避難ロープ・ すべり台・ 救助袋・ 中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識
	総合操作盤

お問い合わせ窓口
一般財団法人日本消防設備安全センター
製品認証部・技術部 Mail : gijyutsu@fesc.or.jp

(2) 性能評定

学識経験者、消防機関及び関連工業会等で構成される「消防防災用設備機器性能評定委員会」において、**認定品目以外**の法令に技術基準に定めのない消防防災用設備機器・消防活動用資器材等の性能を評価する。

消火設備	消防活動用資器材
<ul style="list-style-type: none"> 採水口 フォームヘッド 内燃機関を用いる加圧送水装置 不活性ガス消火設備の操作箱 住宅用自動消火装置 フード等用簡易自動消火装置 <p style="text-align: right;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> シャッター等の水圧開放装置 圧縮空気泡放射システム <p style="text-align: right;">他</p>
	防火材等
	<ul style="list-style-type: none"> 防火薬液 防火区画貫通配管等 排気ダクトに使用する断熱材 <p style="text-align: right;">他</p>
警報設備	試験装置
<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置 非常通報装置 <p style="text-align: right;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備用試験装置 警報設備用試験装置 避難設備用試験装置 <p style="text-align: right;">他</p>
避難設備	防火安全機器等
<ul style="list-style-type: none"> 火災避難用保護具等 避難用ろ過式呼吸保護具 <p style="text-align: right;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 蓄光材等 非常開放面格子 出火防止装置 <p style="text-align: right;">他</p>
可撓管継手	
<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設用可撓管継手 <p style="text-align: right;">他</p>	

(3) 防火水槽

二次製品等防火水槽及び二次製品等耐震性貯水槽が**補助金交付要綱**等に定める規格に適合することを認証する。

二次製品等防火水槽等	
<ul style="list-style-type: none"> 二次製品等防火水槽 FRP製二次製品防火水槽 二次製品等防火水槽地上設置型 二次製品等耐震性貯水槽 FRP製二次製品耐震性貯水槽 二次製品等耐震性貯水槽地上設置型 	<ul style="list-style-type: none"> 二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽 二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型 二次製品緊急対策用耐震性貯水槽 二次製品非常用飲料水兼用耐震性貯水槽

(3) 評価業務

① 特殊消防用設備等の性能評価

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものについて、消防法第17条の2に基づく「登録検定機関」として消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定に係わる特殊消防用設備等の性能評価を行う。

⇒ 評価事例：大空間自然排煙設備、NFシステム、複数の総合操作盤を用いた設備 他

② 消防設備システム評価

専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において、消防法第17条第3項に定める特殊消防用設備等として総務大臣認定を受けるものを除き、防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令により義務づけられている消防用設備等の基準による場合との同等性の判定及び「総合消防防災システムガイドライン」への適合性評価を行う。

⇒ 評価事例：緩衝帯を有する接続部、消火システムNN100-2M 他

③ ガス系消火設備等評価

消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備等について、消防法令に規定する基準による場合と同等の消火性能を有し、安全性が担保されていることの判定を行う。

(4) 最近のシステム評価事例

S・LOGI新座Westにおける早期火災検知システム「火災検知@Shimz. AI. evo」の評価

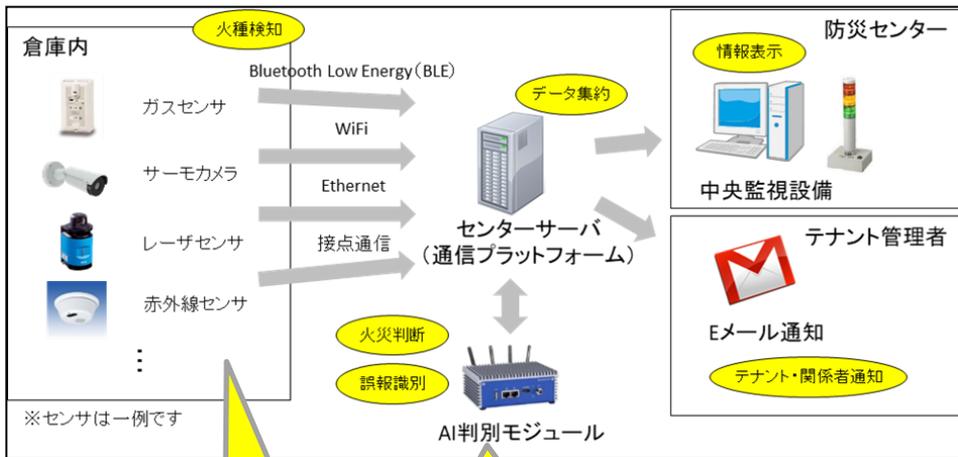


建物概要

建物名称	S・LOGI新座West
延床面積	約132,000㎡
構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造
階層	地上4階
主要用途	倉庫

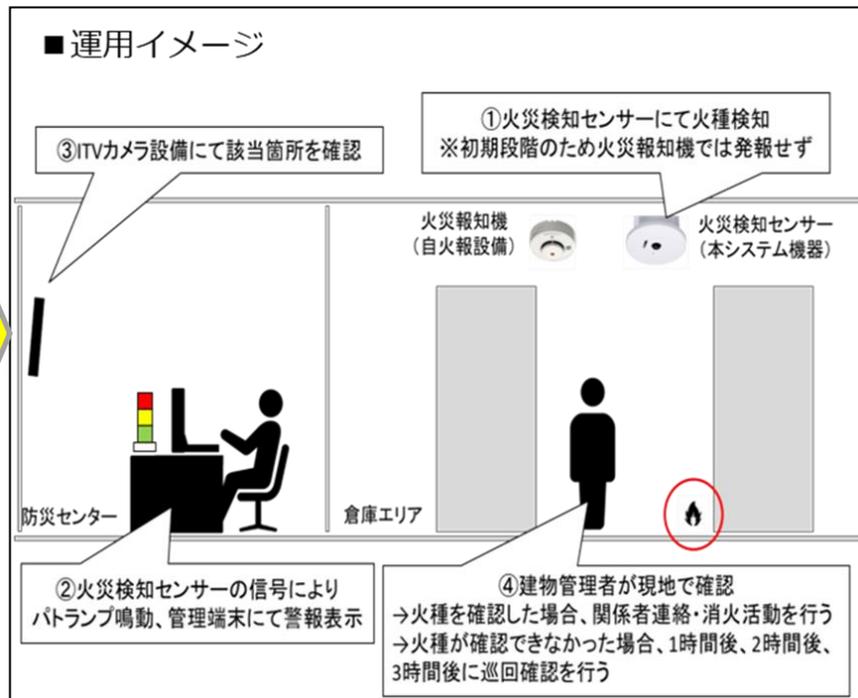
システム概要

本システムは、火災の早期発見を目的として、様々なセンサー機器を使用し自動火災報知設備の感知器作動前に火災要因を独自開発した人工知能(AI)ソフトウェアで認識して建物管理者などに知らせることにより、大規模火災に発展する前に初期対応を行うことで災害リスクの低化を図るものである。



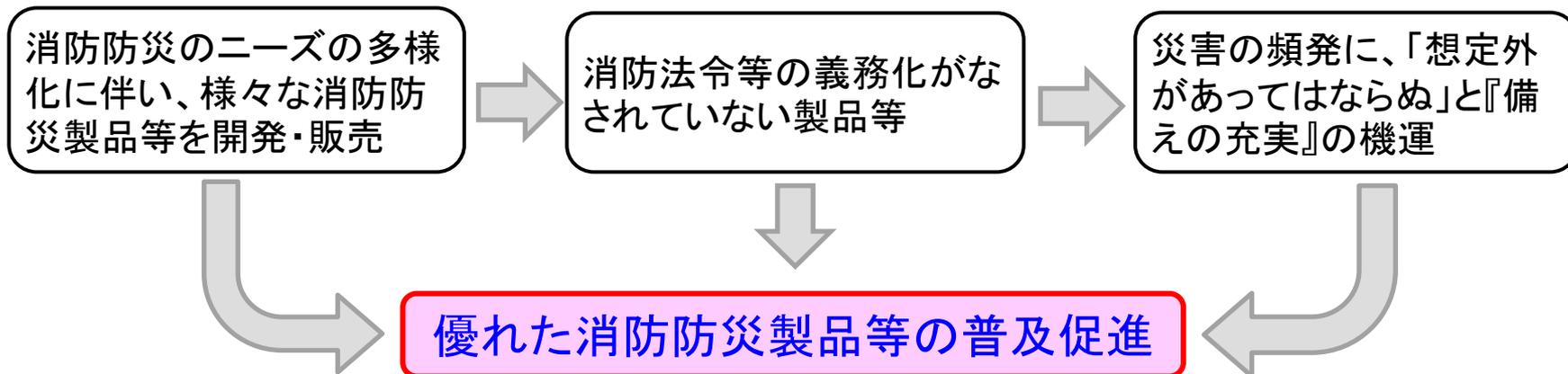
各種センサーで火災の早期検知

各種センサーで取得した情報をAIモジュールで判別



消防防災製品等推奨業務について

企画研究部では、様々な消防防災製品等を推奨しております。



- 消防防災分野において有効に活用できることが見込まれるもので、新たに考案され、若しくは改良開発されたもの、当該分野においての利便性、効率性又は安全性の向上に寄与するものであること等の一定の要件が満たされている製品及び高度な情報通信技術を用いたシステムの推奨を行う制度
- 2021(令和3)年9月末現在、29製品を推奨



消防防災製品等推奨マーク

安全センターのホームページ、月刊フェスクにより全国の消防機関等に情報提供

優れた消防防災製品等の普及促進

推奨製品（一部抜粋）

マグネシウム空気電池



着衣着火危険性低減機能付き
ガスコンロ



火災抑制剤放射器



内閣府ガイドラインに基づく感震ブレーカー等
10社10型式



IV.各種講習業務

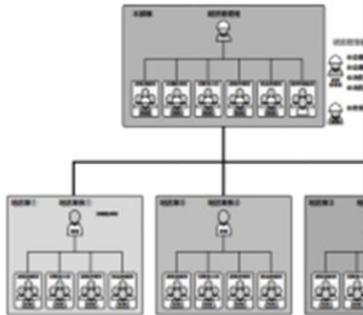
可搬消防ポンプ等整備資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

防災管理点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

第1種・第2種
消防設備点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

自衛消防業務新規講習
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

防火対象物点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)



一般財団

経産大臣登録講習機関
☑ 一般財団法人日本

消防庁長官登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

経産大臣登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

経産大臣登録講習機関
☑ 一般財団法人日本消防設備安全センター

安全センターが行う講習業務について

安全センター業務部では、消防防災関係資格者への講習をしております。

講習業務

消防設備点検資格者講習 (新規・再)	<p>昭和49年6月、消防法が一部改正され、防火対象物における消防用設備等の点検報告制度が創設され、一定の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検については、専門的な技術と知識を持った消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとされた。</p> <p>安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、第1種(主として機械系統の設備)、第2種(主として電気系統の設備)及び特種(特殊消防用設備等)の消防設備点検資格者講習を、昭和50年11月以降、全国各地で実施している。</p>
防火対象物点検資格者 (新規・再)	<p>平成14年4月に消防法の一部が改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づく防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。</p> <p>安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成15年1月以降、全国各地で講習を実施している。</p>
防災管理点検資格者 (新規・再)	<p>平成19年6月に消防法の一部改正が行われ、一定の防火対象物については、消防計画その他防災管理上必要な業務に関する事項を定期的に防災管理点検資格者が点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。</p> <p>安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年4月以降、全国各地で講習を実施している。</p>
自衛消防業務講習 (新規・再)	<p>平成19年6月に消防法の一部が改正され、多数の者が利用する一定規模以上の防火対象物については、自衛消防組織を設置し、大規模地震に対する災害対応力の強化を図ることとされ、自衛消防業務講習制度が創設された。</p> <p>安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年3月以降、全国各地で講習を実施している。</p>
可搬消防ポンプ等整備資格者 (新規・特例・再)	<p>可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等は、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において、初期消火のための重要な消防用設備等として設けられている。</p> <p>安全センターでは、平成5年11月以降、当該ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための講習を自主的に行っている。</p>

消防用設備等点検済表示制度推進に係る助成事業について

目的

消防用設備等点検済表示制度の一層の推進を図るため消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者に対して、設備協会が消防本部または消防長会等と連携して消防用設備等の点検・報告の重要性・必要性について文書等により広報啓発・周知を行い、点検の実施及び結果の報告を促進することにより、ラベル制度の推進を図り、消防用設備等点検報告率の向上へつなげることを目的として実施する事業に対し助成金を交付する。

交付対象事業

助成金の交付対象となる事業は、消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者を対象として実施する事業で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ①都道府県内の消防関係機関と設備協会が連携して行う協働事業
- ②ラベル制度の普及・促進に資するもの
- ③消防用設備等点検報告率向上に資するもの

実施期間

本事業は、試験的な取組みとし、令和2年4月1日から3年間を限度として行う。
4年目以降についてはその成果を分析し、継続について検討するものとする。

助成金の交付先・用途及び助成額

助成金は、実施期間年度中に事業を実施した設備協会に交付する。
また、助成金の用途については、事業実施に伴い発生する諸経費(例:リーフレット等の印刷費や購入費、切手代等の通信運搬費等)とし、その額は1設備協会につき要した経費に関わらず上限を年間10万円とする。

(注)令和3年9月1日現在14道県保守協会申請中

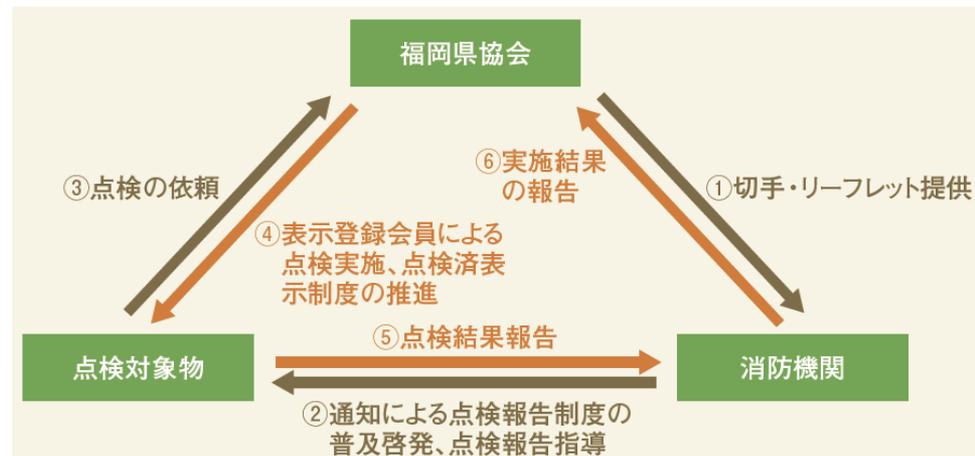
「消防用設備等点検報告率向上に係る支援事業」について

～「福岡県消防設備協会」の実施事例～

支援事業の内容

福岡県協会から消防機関に対して、文書通知用の通信用切手、点検報告制度及び点検済表示制度の普及啓発用リーフレットを提供する。

消防機関は、点検未報告の防火対象物関係者へ法令義務である周知文書と提供されたリーフレットを、通信用切手を使用して郵送し、点検報告制度の普及啓発並びに点検の実施及び結果の報告を指導する。



令和元年の実施結果

	文書送付件数	文書到達件数 (A)	点検結果報告件数 (B)	問合せ件数	点検結果報告率 (B/A) %
合計	3,185	2,722	1,003	450	36.8

※数値は、消防本部の合計値

令和2年の実施結果

	文書送付件数	文書到達件数 (A)	点検結果報告件数 (B)	問合せ件数	点検結果報告率 (B/A) %
合計	3,070	2,788	973	555	34.9

※数値は、15消防本部の合計値

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
業務部 業務課

V. 消防防災研究助成金交付事業



消火器
Fire extinguisher



火災報知機
automatic fire alarm system

消防防災研究助成金交付事業

■ 競争的研究等助成

応募されたテーマの中から、審査委員による技術的な観点を中心とした評価に基づいて決定する。

■ 助成金事業の対象

テーマ設定型

- ・住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- ・消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの

テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる機器で実用化できるもの

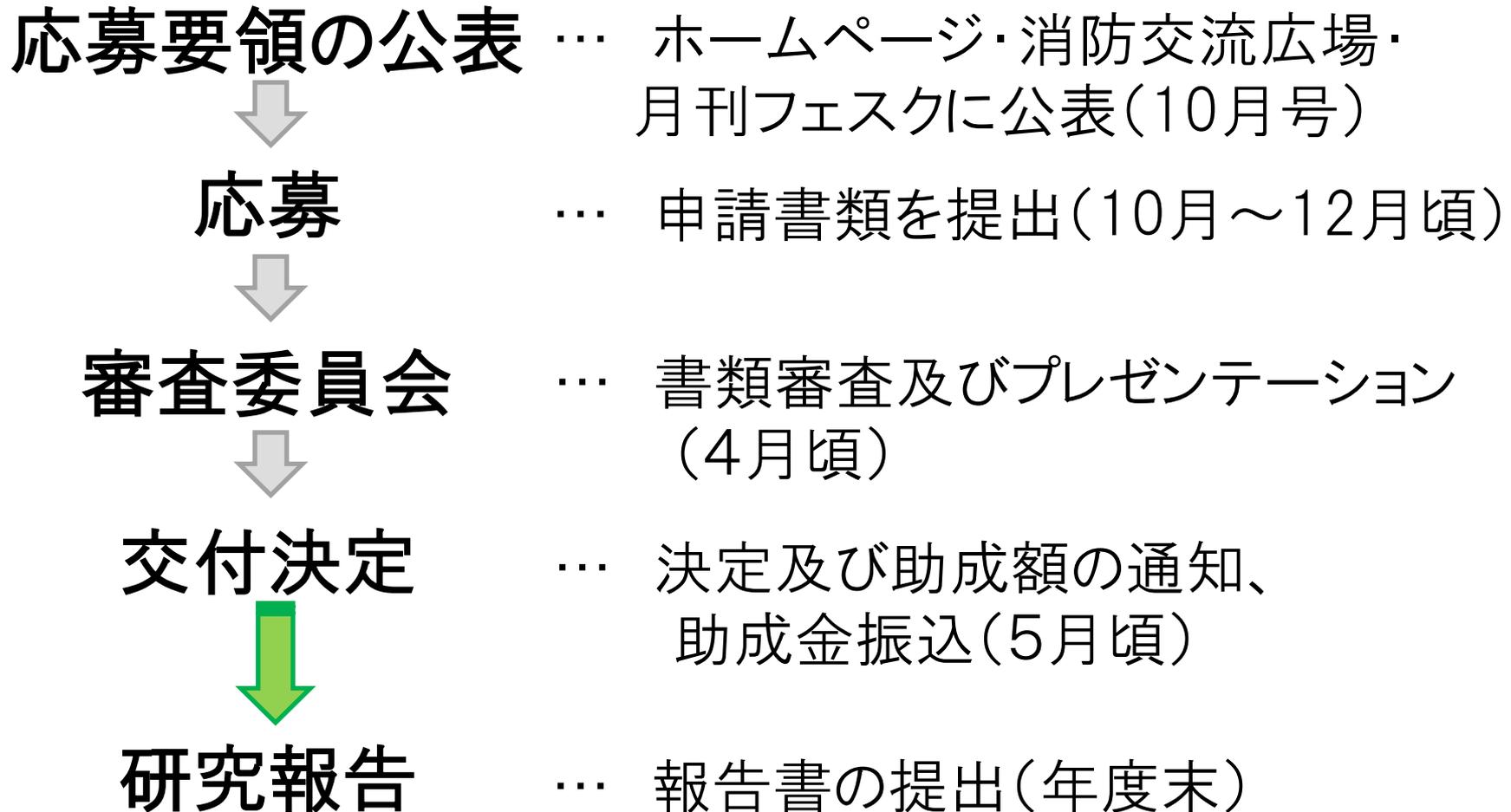
■ 助成金の額

令和4年度の助成額は次表の範囲以内とする。

テーマ設定型	900万円
テーマ自由型	600万円

消防防災研究助成金交付事業

■ 応募から交付まで



消防防災研究助成金交付事業

■ 令和2年度の交付事業

【テーマ設定型】

一般社団法人
日本消防機器販売業協会



簡単操作でホースを傷めないホース端
末部耐圧試験器の開発

■ 令和元年度の交付事業



屋外消火栓の機能向上(保形
ホースの活用)のための研究



「屋外消火栓用移動式
化学消火ユニット」
の研究開発

終



消防交流広場
Produced by FESC



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。